

コンプライアンス規程

令和2年1月21日 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人漁港漁場漁村総合研究所（以下「研究所」という。）のコンプライアンスに関する基本事項を定め、これを適切に運用することにより、コンプライアンスの徹底と研究所の社会的信用の向上に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、研究所の全ての役員、職員及び研究所の指揮監督を受けて研究所の業務に従事している者（以下「役職員」という。）に適用する。

(定義)

第3条 この規程におけるコンプライアンスとは、研究所が行うあらゆる活動の局面において関連する法令及び研究所の定める諸規程等並びに社会規範（以下「法令等」という。）の遵守をいう。

第2章 コンプライアンスへの取り組み

(法令等知識の習得)

第4条 役職員は、自らの職務を規制している法令等について正しい知識を習得するよう努めなければならない。

(行動規範)

第5条 役職員は、自らの考えや行動が、次の行動規範に則っているか常にチェックしなければならない。

(1) 基本認識

研究所は、漁港、漁場、漁村のハード・ソフトにわたる総合的、科学的な調査研究の専門機関であり、誰もが気軽に相談できる「みんなの研究所」をモットーとし、社会に貢献する使命と役割を負っている。役職員は、その職務を適切に果たしていく上で、研究所の基本的使命と社会的責任を十分認識し、その事業活動を担う一人として、高い倫理観、責任感、見識を持って業務に取り組むこと。

(2) 法令等の遵守

役職員は、法令等を遵守するとともに、私生活においても研究所の信用を守る責任を負っており、法令等を十分理解して、業務を正確・円滑に遂行し、その職責を誠実に実行すること。

(3) 情報の保護

役職員は、職務上知り得た取引先の秘密や研究所の経営上の秘密を、在職中、及び退職後においても厳に漏らしてはならない。特に、利用者等の個人情報の取得、保有、利用等については、個人情報保護法等に基づき、的確な対応に努めること。

(4) 人権の尊重

役職員は、個人の基本的人権と多様な価値観、個性、プライバシーを尊重し、人種、宗教、性別、国籍、身体障害、年齢等に関する差別的言動、暴力行為、ハラスメント、いじめ等の人格を無視する行為を行わないこと。

(5) 反社会的勢力の排除

役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持し、毅然として業務に当たること。

(6) 良好な職場環境の維持

役職員は、快適で安全かつ衛生的な職場環境の維持に努めるとともに、明るく活気にあふれた職場環境となるよう心がけ、相談・報告がしやすく働きやすい職場づ

くりに努めること。

第3章 推進体制

(組織)

第6条 研究所のコンプライアンスに関わる組織として以下のものを置く。

(1) コンプライアンス統括責任者

(2) コンプライアンス委員会

(コンプライアンス統括責任者)

第7条 コンプライアンス統括責任者（以下「統括責任者」という。）は理事長とする。

2 統括責任者は、コンプライアンス全般に関わる事項を所管し、その施策の立案及び実施の責務を有する。

3 統括責任者の役割、権限は次のとおりとする。

(1) コンプライアンス施策実施の最終責任者

(2) コンプライアンス違反事案の対応の最終責任者

(コンプライアンス委員会)

第8条 コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）は、研究所のコンプライアンス推進のため、下記の事項を行う。

(1) コンプライアンス施策の検討と実施

(2) コンプライアンス施策の実施状況調査

(3) コンプライアンス違反事案についての調査及び再発防止策の策定

(4) 役職員へのコンプライアンスについての教育

(5) その他コンプライアンスの推進に関する事項

2 委員会は、理事長を委員長とし、専務理事、常務理事及び部長を委員として構成する。

3 委員会事務局は、総務部に設置し、総務部長を事務局長とする。

(委員会の開催)

第9条 委員会は定例委員会として委員長の招集により、毎年5月に開催する。

2 委員長は必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

第4章 コンプライアンス違反に関する報告・連絡・相談ルート

(相談窓口)

第10条 コンプライアンスの推進及び違反行為に関する相談・通報(以下「相談等」という。)に応じるため、常務理事、総務部長及び理事長が命ずる職員を相談窓口とする。

(報告・連絡・相談)

第11条 役職員は、研究所においてコンプライアンス違反行為又はその恐れがある行為を発見した場合には、速やかに次の事項を、口頭、電話、電子メール、郵便又はファックス等の方法により相談窓口へ報告するものとする。

(1) その行為の具体的内容

(2) その行為を行っている者の氏名、所属、又は行為が行われている部名

(3) その行為が行われていることを知った経緯

(4) その他その行為に関する事

2 役職員は、自らの行為などがコンプライアンス違反に該当するかどうか定かでない場合には、相談窓口へ相談することができる。

3 相談窓口へ相談等があった場合には、直ちにその内容を統括責任者に報告する。

4 役職員は、緊急の事態等の事由により相談窓口を経由することができない場合には、統括責任者に直接報告又は相談をすることができる。

(相談者・通報者の保護)

第12条 研究所は、相談者・通報者が、相談又は通報したことを理由として、人事・給与その他勤務条件等に関して、いかなる不利益な取り扱いも行わない。

2 研究所は、相談者・通報者が相談又は通報したことを理由として、当該者の就労環境が悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。

第5章 コンプライアンスのための教育

第13条 次に掲げる目的のため、役職員に対する研修会を定期的を開催する。

- (1) コンプライアンスに対する関心を高めること
- (2) コンプライアンスに関する正しい知識を付与すること

2 受講を命令された役職員は、必ず受講しなければならない。

附則

この規程は、令和2年1月21日から施行する。